

岡崎市地域電力小売事業
パートナー事業者選定基準
【修正版】

令和元年10月17日

岡崎市

| | | |
|-----|------------------------|---|
| 1 | 審査の概要..... | 2 |
| (1) | 事業者選定基準の位置づけ..... | 2 |
| (2) | 審査方法の概要..... | 2 |
| (3) | 審査委員会の設置..... | 2 |
| (4) | 審査の流れ..... | 2 |
| (5) | 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定..... | 3 |
| (6) | 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定..... | 3 |
| 2 | 第一次審査..... | 4 |
| 3 | 第二次審査..... | 4 |
| (1) | 総合評価の手順..... | 4 |
| (2) | 総合評価の計算式..... | 4 |
| (3) | 内容点審査..... | 4 |
| (4) | 効果点審査..... | 6 |

1 審査の概要

(1) 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準（以下、「本書」という。）は、岡崎市（以下、「市」という。）が、岡崎市地域電力小売事業パートナー事業者募集に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、「岡崎市地域電力小売事業パートナー事業者募集要項」と一体をなすものである。

(2) 審査方法の概要

パートナー事業者の選定は、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、提案内容などを総合的に評価する公募型プロポーザル方式により実施する。

(3) 審査委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者などにより構成される審査委員会を設置する。審査委員会が審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、市が設置した審査委員会の委員は次のとおりである。

（委員名は50音順）

表1 審査委員会 委員名

| No | 委員名（敬称略） | 役職等 |
|----|----------|-----------------------------|
| 1 | 安藤 基紀 | 公認会計士 |
| 2 | 奥野 信宏 ★ | 公益財団法人 名古屋まちづくり公社名古屋都市センター |
| 3 | 竹内 恒夫 | 名古屋大学 大学院環境学研究科 名誉教授・特任教授 |
| 4 | 松井 隆 | 弁護士 |
| 5 | 村岡 元司 | 一般社団法人 日本シュタットベルケ・ネットワーク 理事 |

★：審査委員会委員長

※ なお、本公募について審査委員会の委員に接触を試みた者については、応募資格を失う。

(4) 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとする。応募者の構成企業及び協力企業が応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかを確認する資格審査（第一次審査）を実施し、第一次審査を通過した応募者のみ、提案内容等を審査する提案審査（第二次審査）を実施する。

第二次審査では内容点審査と効果点審査をそれぞれ評価、得点化し合計（総合評価）する。

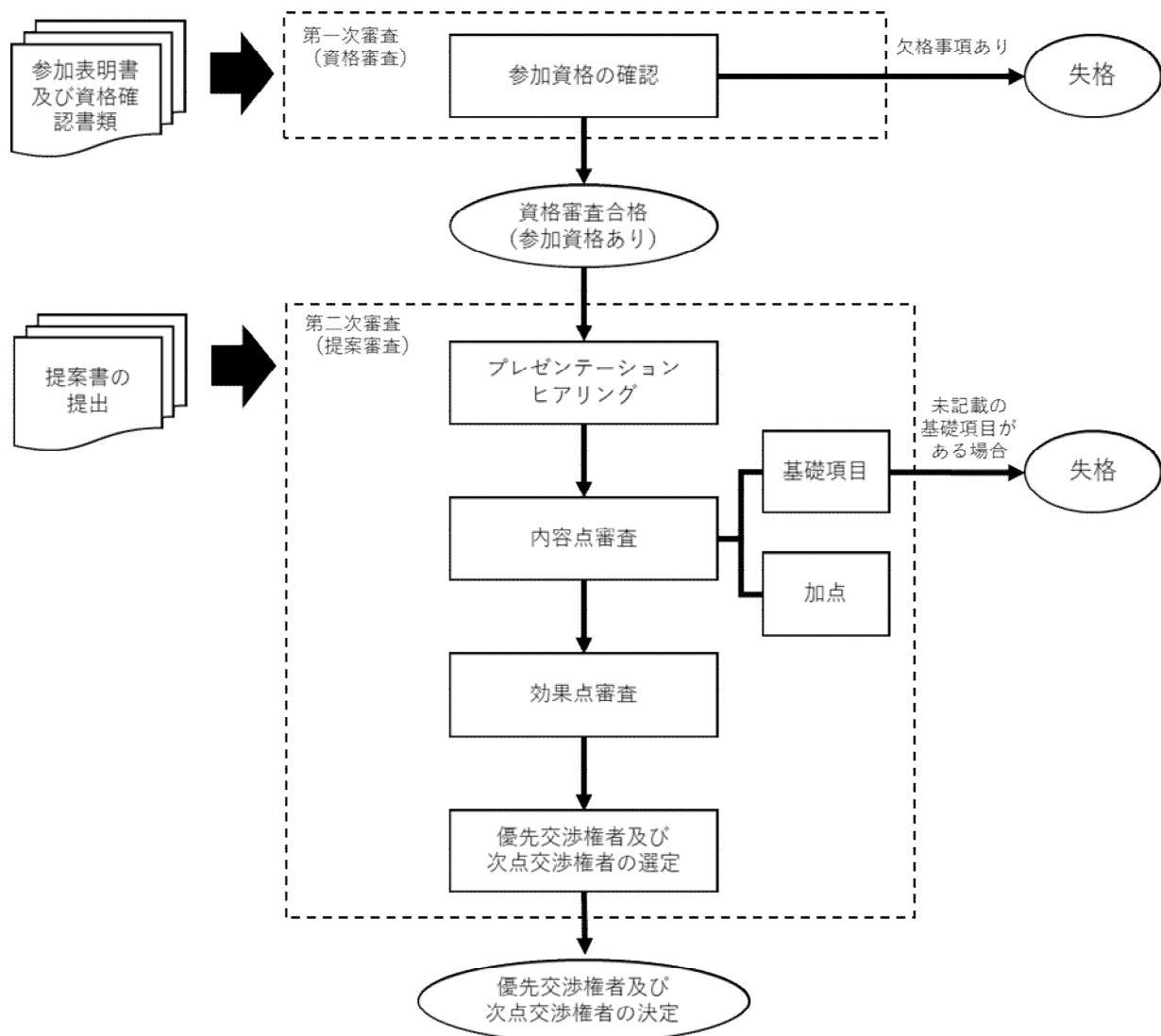


図 1 審査の流れ

(5) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

第二次審査の結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ただし、優先交渉権者の選定要件として、内容点の基礎項目審査で合格と判定され、かつ、総合評価点が70%以上であることとする。

なお、第二次審査に進んだ応募者が1者であった場合も選定要件を満たしていれば、当該応募者を優先交渉権者として選定する。

また、採点の結果、総合評価点が同点になり優先交渉権者候補が2者以上発生した場合は、内容点審査における加点評価項目の獲得点数が高い提案を行った応募者を優先交渉権者に選定する。次点交渉権者が複数いる場合も同様とする。

(6) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、審査委員会による優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

2 第一次審査

応募者の構成企業及び協力企業が応募者の備えるべき参加資格要件を満足しているかどうか審査する。満足していないと判断した場合は失格とする。なお、提出された書類に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

3 第二次審査

応募者から提出された提案書等の内容を内容点・効果点の総合評価で審査する。審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション、審査委員会による応募者へのヒアリング等の実施を予定している。

なお、応募者から提出された提案書等に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

(1) 総合評価の手順

第二次審査は、応募者の提案内容について「内容点」、及び応募者が提示する事業実施に伴う効果に基づいて算出した「効果点」の合計により、応募者ごとに総合評価点を算出し順位付けを行うものとする。

(2) 総合評価の計算式

総合評価の算出は、以下の計算式によって行う。

$$\begin{array}{rcll} \text{総合評価点} & = & \text{【内容点（基礎項目） + （加点）】} & + \text{【効果点】} \\ \text{（満点 300点）} & & \text{（満点100点）} & \text{（満点110点）} & \text{（満点90点）} \end{array}$$

(3) 内容点審査

内容点は「基礎項目」と「加点」に分け、表2に示す審査項目及び得点に基づき、応募者の提案内容について評価を行い算出する。

ア 基礎項目審査

すべての審査項目の基礎項目評価を満たした提案書を合格とし、それ以外の提案書は不合格とする。

イ 加点審査

合格した提案書について、表3に基づき各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、採点結果を記入する。各委員の採点結果を合計し委員の数で除して得点を算出する。

表2 審査項目及び配点

| No | 大項目 | 小項目 | 内容点審査 | |
|----|-----------|--------------------------------------|-------|-----|
| | | | 基礎項目 | 加点 |
| 1 | 事業計画 | 事業実施にあたっての基本方針 | 5 | 5 |
| | | 資本金・借入金の調達方針及び調達条件 | 5 | — |
| | | 新会社設立～小売開始までのスケジュール | 5 | 5 |
| | | 資産保有の考え方 | 5 | — |
| | | 事業計画の試算について | 5 | 5 |
| | | 合計 | 25 | 15 |
| 2 | 電力調達計画 | 電源構成の基本方針 | 5 | — |
| | | 再生可能エネルギー電源の調達計画 | 5 | — |
| | | 非再生可能エネルギー電源の調達計画 | 5 | — |
| | | その他電源の利用について | 5 | — |
| | | 合計 | 20 | 0 |
| 3 | 電力小売計画 | 小売営業の基本方針 | 5 | — |
| | | 小売予定先の公共施設 | 5 | — |
| | | 合計 | 10 | 0 |
| 4 | 需給管理・調整計画 | 需給管理・調整業務の基本方針 | 5 | — |
| | | 需給管理・調整業務の実施方法 | 5 | 10 |
| | | 合計 | 10 | 10 |
| 5 | 組織管理計画 | 組織管理の基本方針について | 5 | — |
| | | 事業実施体制及び代表・構成企業の役割分担 | 5 | — |
| | | 市との連絡・調整体制の工夫 | 5 | 15 |
| | | 小売価格・調達価格等の設定方針について | 5 | 15 |
| | | 合計 | 15 | 15 |
| 6 | リスク管理計画 | 本事業におけるリスクの想定及びその対応策、出資者間でのリスク分担について | 5 | 10 |
| | | 緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫 | 5 | 10 |
| | | 合計 | 10 | 20 |
| 7 | 利益活用計画 | 事業利益活用の基本方針 | 5 | — |
| | | 事業利益を活用した事業内容 | 5 | 40 |
| | | 合計 | 10 | 40 |
| 8 | 事業者独自の提案 | パートナー事業者が自社で行う取り組みについて | — | 10 |
| | | 合計 | 100 | 110 |

表3 得点化の際の採点基準

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|---|---------|
| A | 特に優れている。 | 配点×1.00 |
| B | AとCの中間程度。 | 配点×0.75 |
| C | 優れている。 | 配点×0.50 |
| D | CとEの中間程度。 | 配点×0.25 |
| E | 当該評価項目において、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、優れているとはいえない。 | 配点×0.00 |

※ なお、本公募における再生可能エネルギーの定義とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項に定める電気のエネルギー源に従うものとする。

(4) 効果点審査

表4に示す審査項目に従い、応募者の提案内容（提案書の様式4-10）に基づき審査委員会にて「効果点」を算出する。効果点の算出にあたっては、表5の算式によるものとする。

表4 効果点の審査項目及び配点表

| No | 大項目 | 配点 | 小項目 |
|------------------|--------------------------|----|--|
| 1 | 事業実施時点における事業実施に伴う効果（環境） | 10 | 小売する電力のCO ₂ 排出係数（kg-CO ₂ /kWh） |
| | | 15 | 小売する電力の再生可能エネルギー比率（%） |
| 2 | 事業実施時点における事業実施に伴う効果（社会） | 5 | 小売する電力の地産地消率（%） |
| 3 | 事業実施時点における事業実施に伴う効果（経済） | 5 | 公共施設のエネルギーコスト削減効果（千円） |
| | | 10 | 営業利益率（%） |
| 事業実施時点における効果点合計 | | 45 | |
| 4 | 事業開始5年後における事業実施に伴う効果（環境） | 10 | 小売する電力のCO ₂ 排出係数（kg-CO ₂ /kWh） |
| | | 15 | 小売する電力の再生可能エネルギー比率（%） |
| 5 | 事業開始5年後における事業実施に伴う効果（社会） | 5 | 小売する電力の地産地消率（%） |
| 6 | 事業開始5年後における事業実施に伴う効果（経済） | 5 | 公共施設のエネルギーコスト削減効果（千円） |
| | | 10 | 営業利益率（%） |
| 事業開始5年後における効果点合計 | | 45 | |

※事業実施時点とは、本公募段階で参考資料として提示する公共施設等の小売予定先となる施設全てに対して電力小売を開始した年度の翌年度を基準とする。

表5 効果点算出式

ア 地域電力小売事業者が小売する電力のCO₂排出係数^{※1}
 効果点 = (全提案事業者の中で最も低いCO₂排出係数 (kg-CO₂/kWh) / 提案事業者のCO₂排出係数 (kg-CO₂/kWh)) × 評価項目の配点

イ 地域電力小売事業者が小売する電力の再生可能エネルギー比率 (%) ^{※1, 2}
 効果点 = (提案事業者の再生可能エネルギー比率 (%) / 全提案事業者の中で最も高い再生可能エネルギー比率 (%)) × 評価項目の配点

ウ 地域電力小売事業者が小売する電力の地産地消率^{※1, 3}
 効果点 = (提案事業者の地産地消率 (%) / 全提案事業者の中で最も高い地産地消率 (%)) × 評価項目の配点

エ 公共施設のエネルギーコスト削減効果^{※4}
 効果点 = (提案事業者のエネルギーコスト削減効果 (千円) / 全提案事業者の中で最も多いエネルギーコスト削減効果 (千円)) × 評価項目の配点

オ 営業利益率
 効果点 = (提案事業者の営業利益率 (%) / 全提案事業者の中で最も高い営業利益率 (%)) × 評価項目の配点

※1 事業開始5年後における事業実施効果の算出にあたっては、事業実施時点と同様に、比率 (CO₂排出係数、再生可能エネルギー比率、地産地消率) の分母を“事業開始時点における小売予定先公共施設への小売電力量(kWh)”とする。また、CO₂排出係数とは、調整後排出係数とする。なお、全国平均係数を用いる場合は、平成29年度データとして公表している数値とする (0.000496 (t-CO₂/kWh))。

※2 本算出式においては、新電力会社に対して非FIT契約にて小売する廃棄物発電の電力についても再生可能エネルギーと位置づけることとする。

※3 地産地消率は、本市内の電力需要に対して、岡崎市内で発電した電力を供給した比率とする。

※4 エネルギーコスト削減効果とは、事業開始実施時点の小売予定先施設への、現契約における請求金額と提案内容における請求金額の差分を指す。ただし、次のような場合、効果点は0点とする。

現契約 (「参考資料1_電力小売予定先公共施設の電力需要に関する情報」を参照) における請求金額と提案内容における請求金額の差分 (千円) / 現契約に基づく全対象施設の請求金額の合計 (千円) ≤ 3%

次ページに内容点審査の審査項目・配点・審査のポイントを示す。

| No | 大項目 | 小項目 | 内容点審査 | | 審査のポイント | 募集要項参照項目 | 主な様式 |
|----|-----------|---------------------|-------|-----|--|-----------------------|------------------------------|
| | | | 基礎項目 | 加点点 | | | |
| 1 | 事業計画 | 事業実施にあたっての基本方針 | 5 | 5 | ・地域電力小売会社を立ち上げる上での基本方針、役割認識は市の趣旨を十分踏まえているか。 | 1-(1) 1-(2) 2、3 | 4-2 |
| | | 資本金・借入金の調達方針及び調達条件 | 5 | — | ・資本金・借入金の調達方針は事業の趣旨を踏まえた調達方針となっているか。 ・調達方針・条件（調達先、金額、出資時期、借入期間など）が示されているか。 | 5-(4) | |
| | | 新会社設立～小売開始までのスケジュール | 5 | 5 | ・新会社設立～小売開始までのスケジュールは、主要な項目がもれなく明示され、具体的かつ実現可能で迅速なスケジュールとなっているか。 | 2、3 5-(1) 5-(6) | |
| | | 資産保有の考え方 | 5 | — | ・市の趣旨を十分踏まえた資産保有の考え方が示されているか。 | 1-(1) | |
| | | 事業計画の試算 | 5 | 5 | ・損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の試算は妥当かどうか。 | 3 | 4-10 4-11 4-12 4-13 |
| | | | 25 | 15 | | | |
| 2 | 電力調達計画 | 電源構成の基本方針 | 5 | — | ・市の趣旨を踏まえた電源構成の基本方針が示されているか。 | 1-(1) 1-(2) 3 | 4-3 4-10 |
| | | 再生可能エネルギー電源の調達計画 | 5 | — | ・調達予定の再生可能エネルギーの電源種別、電源容量、立地場所などは示されているか。 ・地域内外の別で調達計画が示されているか。 | 3 | |
| | | 非再生可能エネルギー電源の調達計画 | 5 | — | ・非再生可能エネルギーの調達計画は示されているか。 ・地域内外の別で調達計画が示されているか。 | 3 | |
| | | その他電源の利用 | 5 | — | ・その他の電源調達手段について（常時バックアップ、日本卸電力取引所からの電力調達など）、どのように調達を行うのか。 | 3 | |
| | | | 20 | 0 | | | |
| 3 | 電力小売計画 | 小売営業の基本方針 | 5 | — | ・小売営業業務の基本方針は、地域電力小売事業という事業特性を考慮した工夫や配慮のある営業方針となっているか。 | 3 | 4-4 |
| | | 小売予定先の公共施設 | 5 | — | ・小売予定先の施設別に、小売開始時期が示されているか。 ・小売電気料金メニューがメニューとして明示されているか。各小売予定先別に予定価格が基本料金・従量料金の別に示されているか。 | 3 5-(6) | 4-10 |
| | | | 10 | 0 | | | |
| 4 | 需給管理・調整計画 | 需給管理・調整業務の基本方針 | 5 | — | ・30分同時同量を、確実に実現するための方針が示されているか。 | 3 | 4-5 |
| | | 需給管理・調整業務の実施方法 | 5 | 10 | ・需給管理・調整業務を実施する際の体制について、人員・システムの観点から、市の趣旨を踏まえた工夫や配慮が行われているか。 | 1-(1) 3 | |
| | | | | 10 | 10 | | |

| | | | | | | | |
|----|----------|---------------------------------------|---|----|---|-------------------------|-----|
| 5 | 組織管理計画 | 組織管理の基本方針 | 5 | — | ・公共性の高い事業を実施するという事業の性質を考慮した経営体制、監査や情報公開の仕組みなどが検討、示されているか。 ・経営の透明性・健全性を確保するための提案がなされているか。 | 1-(1) 3 | 4-6 |
| | | 事業実施体制及び代表・構成企業の役割分担 市との連絡・調整体制の工夫 | 5 | — | ・代表企業・構成企業による役割分担、業務実施体制、新会社を設立する際の経営体制について、事業の特徴を踏まえた工夫や配慮があるか。 ・市との効率的な連絡・調整体制が整備されているか。 | 1-(1) 3 | |
| | | 小売価格・調達価格等の設定方針 | 5 | 15 | ・公共施設に対して不当に高い価格で販売することや、クリーンセンターからの電源調達を行う際に不当に安い価格で調達することのないようにするための仕組みが提案されているか。 ・提案されている仕組みは、妥当性が高く説明可能な内容となっているか。 | 3 5-(6) | |
| | | 15 15 | | | | | |
| 6 | リスク管理計画 | 本事業におけるリスクの想定およびその対応策、出資者間でのリスク分担について | 5 | 10 | ・事業全体を通して想定される個別リスクの把握、抽出、分析が適切であるか。 ・リスクを顕在させない仕組みは適切か。 ・出資者間でのリスク分担は無理がなく実効性があるか。 | 5-(9) | 4-7 |
| | | 緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫 | 5 | 10 | ・災害をはじめとした業務上のリスクに対応する管理体制は迅速の対応が期待でき、有効性の高いものとなっているか。 ・緊急時の対応方針や業務継続は実効性があるか。 | 5-(9) | |
| | | 10 20 | | | | | |
| 7 | 利益活用計画 | 事業利益活用の基本方針 | 5 | — | ・市の趣旨を十分踏まえた事業利益活用方策が提案されているか。 | 1-(1) 1-(2) 5-(7) | 4-8 |
| | | 事業利益を活用した事業内容 | 5 | 40 | ・提案されている事業内容は、具体的かつ実行性の高い多様な提案がなされているか。 | 1-(1) 1-(2) 5-(7) | |
| | | 10 40 | | | | | |
| 8 | 事業者独自の提案 | パートナー事業者が自社で行う取り組み | — | 10 | ・パートナー事業者が独自で実施する「スマートなまちづくり」に資する取り組み(新規・既存は問わない)について、地域電力小売事業との関連性を踏まえた上で提案されているか。 | — | 5-9 |
| 合計 | | 100 110 | | | | | |